

茨城県工賃向上計画

(平成 30 年度～平成 32 年度)

平成 30 年 6 月

茨城県

目 次

- 1 計画策定の趣旨
 - (1) 趣旨
 - (2) 第2期新しいばらき障害者プランにおける位置付け
- 2 計画の対象期間
- 3 対象事業所
- 4 前期計画における実績, 主な取り組み
 - (1) 目標工賃と実績
 - (2) 主な取り組みと課題
- 5 事業所における現状
 - (1) 作業内容の状況
 - (2) 今後の課題
- 6 平成30年度～平成32年度の目標工賃
- 7 目標工賃達成のための指針(重点項目)
- 8 工賃引上げのための方策
 - (1) 就労継続支援事業所における取組の促進
 - (2) 製品の販路開拓と受注業務の拡大
 - (3) 官公需に係る福祉施設への受注機会の拡大等
- 9 工賃向上計画の評価及び工賃向上計画推進のための協議等

1 計画策定の趣旨

(1) 趣旨

一般就労が困難なため就労継続支援B型事業所で働く障害者が、その有する能力及び適性に応じ、障害福祉サービスや社会保障給付等を活用しつつ地域で自立した生活を送ることができる収入の確保を目指して、各事業所においては、これまでも障害者の工賃引上げのために様々な努力を重ねてきたところです。

県においては、平成19年度に「茨城県障害者福祉的就労支援計画（障害者工賃倍増5か年計画）」を策定しました。その後、平成24年度、平成27年度において「茨城県工賃向上計画」を策定し、平成27年度の計画策定時に平成29年度に平均工賃（月額）を 13,500円 とすることを目指して、工賃向上に取り組んできました。

しかしながら、本県の平均工賃月額は、平成29年度で 13,198円 に止まっており、障害者が地域で自立した生活を送るためには、工賃水準の更なる引上げが必要とされています。

こうしたなか、国においては、『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針を平成30年2月に一部改正し、引き続き「工賃向上計画」に基づいた取組を推進していることから、本県においても、今年度、「工賃向上計画」を策定することとしました。

今回の県の工賃向上計画の策定に当たっては、引き続き、各事業所においても原則として工賃向上計画を策定することとし、また、各市町村においても工賃向上のための取組を求めるなど、官民一体となって工賃の向上を推進することにより障害者が持てる能力を最大限に発揮し、それぞれの地域でいきいきと生活し活動できることを目指します。

(2) 第2期新しいばらき障害者プランにおける位置付け

障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が一般社会の中で普通の生活を送ることが出来る「ノーマライゼーション」と、あらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念として、平成30年3月に策定された「第2期新しいばらき障害者プラン」において、工賃向上計画は福祉的就労の促進のための実施計画とされており、以下のとおり位置付けを行っています。

障害者が働く実感と喜びを持てるよう、また、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、工賃水準を引き上げることが重要です。

工賃水準の引き上げについては、県及び事業所において別途「工賃向上計画」を策定し、その中で工賃向上の目標値を設定してまいります。

2 計画の対象期間

平成 30 年度～平成 32 年度

3 対象事業所

原則として、就労継続支援 B 型事業所とし、工賃向上計画を作成することとします。

(参考) 就労継続支援 B 型事業所の設置状況 (4 月 1 日時点)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業所数	236	255	282	316
定 員	4,309	4,761	5,216	5,765

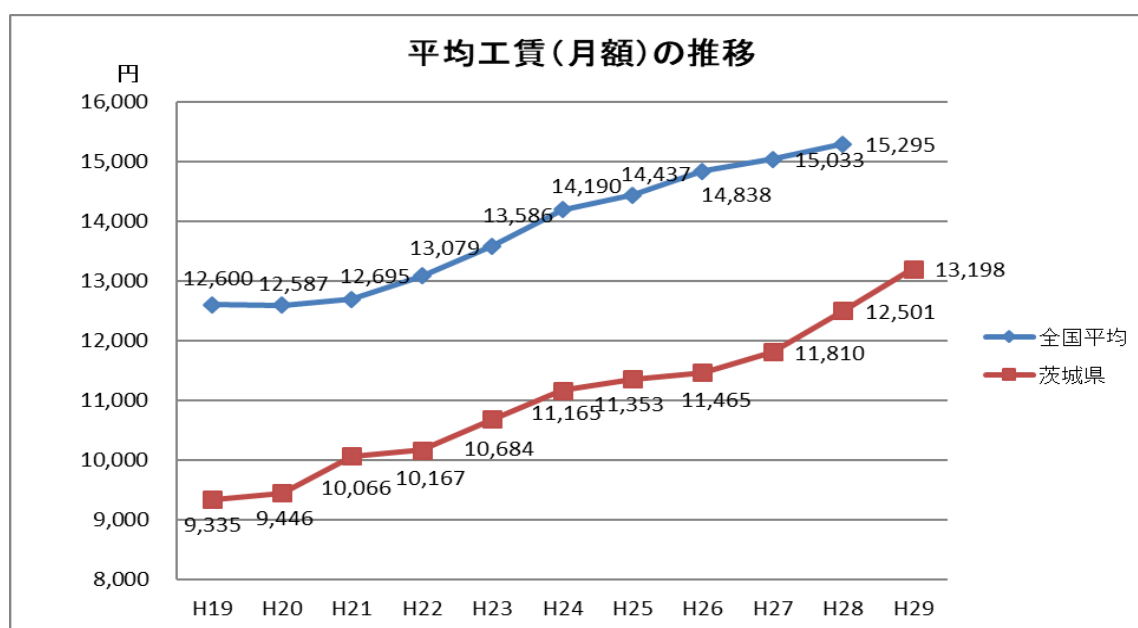
4 前期計画における実績, 主な取り組み

(1) 目標工賃と実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標工賃 (a)	12,100 円	12,800 円	13,500 円
県平均工賃 (b)	11,810 円	12,501 円	13,198 円
(b)-(a)	△290 円	△299 円	△302 円

- 平成 27 年度に設定した目標工賃は各事業所が作成した計画を基礎に、従来の支援策に加え、工賃の低い事業所の支援を強化するなど、新たな支援策を最大限活用することによる効果を勘案して、目標工賃を設定しました。
- 各年度において目標工賃を下回る結果となりましたが、各年度 (平成 26 年度から平成 29 年度) の実績の伸び率は平均で約 105% となりました。

【参考 2】 全国平均工賃との比較



【参考3】就労継続支援B型事業所の平均工賃の分布

平均工賃月額	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
4 万円以上	3	1.2%	3	1.1%	4	1.3%
2 万円以上 4 万円未満	25	10.2%	25	9.1%	35	11.4%
1 万円以上 2 万円未満	97	39.8%	123	44.7%	132	43.0%
5 千円以上 1 万円未満	76	31.2%	74	26.9%	93	30.3%
5 千円未満	43	17.6%	50	18.2%	43	14.0%
合 計	244		275		307	

※ 各事業所の割合を比較すると、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、工賃実績が 1 万円未満の事業所の割合が約 4 ポイント減少しています。

しかしながら、1 万円未満の事業所が依然として多いことから、工賃の低い事業所の底上げが必要です。

(2) 主な取り組みと課題

① 取り組み例

- ・ 複数の障害者施設が共同で企業等からの請負業務等を行うための連絡調整機関である、茨城県共同受発注センターに活動強化員（企業等への営業活動を担当）を配置し、受注の機会を確保しました。
- ・ 事業所のトップである管理者の意識を改革するため、事業所の管理者を対象とした研修を実施しました。
- ・ 事業内容に適したアドバイザーを派遣し、事業所の製品の品質向上やコストの削減、新たな分野への取り組みのための技術指導等を行いました。
また、アドバイザー派遣を実施した事業所では、工賃向上のために必要な備品等の経費を補助しました。
- ・ 前年度と比較した工賃実績に応じて事業所へ運営費を補助し、事業所の自主的な取り組みを促しました。

② 効果

- ・ 共同受発注センターの活動を強化したことで、事業所の製品やサービスの販路拡大につながりました。
- ・ 管理者に対する研修の実施により、作業単価に対する意識の向上や工賃向上のための行動計画の策定につながりました。
- ・ 事業所へのアドバイザーの派遣により、製品の品質向上やコストの削減につながりました。
- ・ 備品等の整備費を補助したことにより、作業効率の改善や新たな作業の獲得につながりました。

③ 取組をふまえた課題

- ・ 共同受発注センターへの業務の引き合いは増加したものの、受注が成立する仕事の割合が全体の約6割に止まりました。発注側の企業等と受注側の施設のマッチングの強化に取り組む必要があります。
- ・ 研修等への参加について積極的な事業所が少なく、新たな取り組みに対し後ろ向きな事業所が見られました。

5 事業所における現状

(1) 作業内容の状況

- ・ 事業所が取り組む作業内容は主に、部品組立や袋詰め等の下請・内職、パンや焼き菓子などの食品の製造、農作物の生産・園芸作業の補助、名刺等の印刷、清掃、クリーニング、データ入力やシステム構築を行う情報処理などが挙げられます。
- ・ 部品組立や袋詰め等の下請・内職を行う事業所が全体の約7割、食品（農産物を除く）を取り扱う事業所が全体の約4割、農・園芸等を行う事業所が全体の約4割となっています。
- ・ 大半の事業所が、複数の作業を組み合わせています。

(2) 今後の課題

(下請・内職)

コストがかからず利用者の安全管理が容易である一方、作業単価が低いいため工賃向上につながりにくいとしています。

単純な作業が多いため、多くの利用者が作業に関われることを魅力として挙げている事業所があります。

(食品)

材料費の高騰によるコストへの影響を心配する事業所が多数あります。衛生管理の知識・技術を、職員間で共有することを課題としている事業所があります。

(園芸)

施設外就労の場合、作業単価が高いが、作業に関われる利用者が限られてしまうことを課題としています。

天候に左右されるため、売り上げが不安定である点や、職員に農業に関する知識が不足していることを課題とする事業所があります。

いずれも新たな販路や取引先、商品開発が課題となっています。

6 平成30年度～平成32年度の目標工賃

今回の工賃向上計画においては、平成32年度までの各年度の目標工賃を以下のとおり設定しました。

○月額による場合の県の目標工賃

目 標			
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
工賃	13,770 円	14,340 円	14,910 円

(参考) 前期計画中の工賃実績

実 績			
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
工賃	11,810 円	12,501 円	13,198 円

■ 目標設定の考え方 : 10年以内で全国平均を上回ることを目指す。

- 月額工賃の全国平均に係る過去3年間の平均伸び率から、2016年度(H28)の全国平均実績を基準とし、10年後の想定全国平均を算出する。
- 【(2016年度実績) 15,295円×101.9%=15,586円(2017年度想定全国平均)×101.9%…=18,813円(2027年度)】
- 2027年度の月額工賃の全国平均額を18,813円と想定し、これを上回る 18,900円を茨城県目標工賃として設定。
- (目標18,900円)－(基準値13,200円)＝5,700円を10年以内で達成するため各年度の目標値を設定。

(参考) 平成30年度工賃向上計画を提出した事業所が設定した目標工賃の平均

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
約 14,400 円	約 14,700 円	約 15,800 円

- ・ 時間額による目標工賃については、時間額のみを設定した事業所が12箇所、月額及び時間額を設定した事業所は7箇所と、全体の1割未満であることから、県全体の時間額による目標工賃は設定せず、時間額を採用する事業所においては、自ら定めた目標工賃により工賃向上に取り組むこととします。

7 目標工賃達成のための指針(重点項目)

目標工賃を達成するため、次の3項目を重点項目として掲げ、これらを連動させながら工賃向上に取り組んでいきます。

特に、工賃の低い事業所の底上げを図り、県全体の平均工賃の向上につなげていきます。

- 就労継続支援事業所における取組の促進
- 製品の販路開拓と受注業務の拡大
- 官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大等

8 工賃上げのための方策

ここでは、7で掲げた3つの重点項目について、その推進のための具体的な方策を示します。

(1) 就労継続支援事業所における取組の促進

① 事業所における工賃向上計画の作成

工賃向上計画の策定に当たっては、厚生労働省の定めた『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針により、就労継続支援B型事業所は、事業所ごとに工賃向上計画を策定することとされていることから、引き続き事業所に計画を作成させることとし、計画的な工賃向上の取組を推進します。

② 管理者・支援員等を対象とした研修会等の開催

事業所の工賃向上のためには、管理者が、事業所のトップとしての役割を考え、工賃向上に関する知識を習得し、率先して取り組むことが重要であることから、工賃の低い事業所の管理者に対して、具体的な行動計画の策定や好事例事業所への視察を行う研修会を開催します。

また、全事業所の職員等を対象とした研修会を開催し、先進事例等について紹介するなど、工賃向上のための具体的な取組を効果的に行っていきます。

③ 企業的経営手法の導入

各事業所が主体的に収益を改善し、障害者の工賃向上に取り組むことが重要であることから、専門的な知識や技術を有する経営コンサルタントやアドバイザーを工賃の低い事業所に派遣し、企業的経営手法の導入を支援していきます。

これにより、新商品の開発や品質・パッケージの改良、新たな販路開拓、作業効率の向上など、技術向上及び経営改善等を図っていきます。

④ 備品整備等の経費補助

各事業所が経営コンサルタントやアドバイザーの派遣を受けながら、工賃向上のための課題に取り組むなかで、生産性の向上や新たな販路開拓などを図るために必要となる備品整備の費用の一部を補助し、事業所への支援の強化を図ります。

(2) 製品の販路開拓と受注業務の拡大

① 茨城県共同受発注センターの機能強化

複数の事業所が共同で仕事を受注する茨城県共同受発注センターの活動を強化することにより、様々な仕事の開拓と安定的な受注の確保を図ります。

センターに活動強化員等を配置し、企業等への営業を強化すると共に、施設の状況を踏まえた新たな受注業務の開拓に積極的に取り組みます。

また、登録事業所における技術の向上や共同受注の取組を積極的に取り組ん

でいきます。

② 福祉の店事業や共同即売会の開催

障害者の製作品の販売促進を図るため、茨城県総合福祉会館（水戸市内）に設置している常設の福祉の店において、製品の販売の一層の促進に努めます。

また、県内各地のショッピングセンター等集客力のある場所において開催しているナイスハートバザールなどの共同即売会についても引き続き開催し、県民の障害者に対する理解を促進しつつ、一層の販路の拡大に努めます。

③ 施設外就労の促進及び技術の向上

施設外就労での作業が比較的高単価であることから、事業所の施設外就労の促進及び、比較的複雑な施設外就労の作業が行えるよう、事業所の技術の向上に向けた支援に努めます。

④ 農福連携の促進

農林水産部局と連携し、農業者及び障害福祉施設への農福連携の取り組みの周知を行います。併せて、共同受発注センターを通じた事業所と農業者とのマッチングの強化に努めます。

(3) 官公需に係る福祉施設への受注機会の拡大等

① 障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、引き続き、県の調達方針を毎年度作成し、積極的な調達に取り組みます。

障害者就労施設等に対する製品の発注が促進されるように、取扱品目を十分把握して製品のPRに努めるとともに、県の各機関から福祉施設への発注状況についての情報提供を行うなど、マッチングの強化を図ります。加えて、発注担当者が積極的に発注できるよう、庁内で会議を開くなど周知・啓発に努めます。

また、市町村においても同様に積極的な調達が求められていることから、市町村を訪問し、県の取り組みを紹介するなど情報提供や支援を行い、県全体での官公需の促進に取り組みます。

② 県や市町村の業務委託における障害者雇用の拡大の推進

就労継続支援B型事業所においては清掃業務に取り組んでいる事業所が多いことから、県や市町村における障害者雇用を義務付けた清掃等業務委託を推進することにより、障害者の就労の機会を拡大するとともに、工賃向上を支援します。

③ 県や市町村の工賃向上に関する取組

各市町村の工賃向上に関する取り組みは、広報紙・HPでの授産製品の紹介や
庁舎やイベントでの販売機会の提供、工賃向上に関する協議会の開催等であり
ました。引続き、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援するよう各市町村
に対し、協力を依頼してまいります。

9 工賃向上計画の評価及び工賃向上計画推進のための協議等

(1) 工賃向上計画の評価

- ・ 県は、各年度の工賃実績を把握し、この計画において策定した目標工賃の達成状況について評価を行います。
- ・ 各事業所においても、それぞれが設定した目標工賃の達成状況について評価を行います。

(2) 工賃向上計画推進のための協議等

- ・ 県は、前項の評価などを踏まえ、必要に応じて「茨城県障害者施策推進協議会」を活用するなどして、工賃向上計画推進のための協議を行います。
- ・ 市町村においては、それぞれの取組を実施するとともに、必要に応じて市町村自立支援協議会などを活用して議論を行います。